

# 里親給付金の制度の創設について

こども未来課 こども・若者相談センター

## 1 概要

子どもに関する悲惨な事件や子どもの貧困が問題となる中で、様々な事情により親元で暮らすことができない子ども達のたくましい成長を支えている里親を応援するとともに、節目である入学時の経済的負担を少しでも軽減するため、本市独自の里親給付金を創設するものです。

※令和 2 年度から創設する『市民生活に密着した「温もりある助成金・補助金」』の一環

## 2 対象者・支給金額

- ・磐田市在住の里親（児童福祉法第 6 条の 4 第 1 号に定める「養育里親」をいう。）であって、小・中・高校に入学する児童を養育している方
- ・臨時的な支出が多い「小学校・中学校・高校」の入学という節目に当たり、里子一人当たり 10 万円の給付金を支給する。

※「定額（渡し切り）方式」で支給（使途の制限はなし）

### （参考）里親をめぐる現状や背景

様々な事情により、自分の家を離れ、社会的養護が必要となる子どもたちは、児童養護施設や乳児院に措置され「施設養護」されるケースが多いが、国は里親による「家庭的養護」を増やし、家庭的な環境の下で愛着関係を作り、養護を行う比率を高めていきたいと方針を出している

#### ◆社会的養護が必要な子どもの数（平成 30 年 3 月末時点）

児童養護施設	25,282 人 (72.6%)
乳児院	2,706 人 (7.8%)
里親	6,858 人 (19.7%)

-----  
合計 34,846 人

#### ◆県内里親委託率

・静岡県 27.3%（政令市を除く市町） ・静岡市 44.2% ・浜松市 22.3%